

障害者自立支援法の見直しを求める意見書

「障害者自立支援法」が平成 18 年 4 月から施行され、障がいの種別ごとに異なる支援費制度から、身体障がい者と知的障がい者に新たに精神障がい者を含めた共通の制度の下で、一元的に福祉サービスや公費負担医療等を行うこととされた。また、利用者負担は、これまでの応能負担から応益負担に変わった。

このため、同法施行後においても障がい者、関係者及び国民の間に見直しを求める意見が存在していることから、政府においても、「障害者自立支援法の円滑な運営のための改善策」として、3 年後の見直しまでの措置として、利用者負担の更なる軽減、事業者に対する激変緩和、新法への移行等のための緊急的な経過措置の 3 つの柱からなる特別対策が講じられたところである。

よって、国会及び政府においては、自立支援法施行後の現状の把握と検証を十分にいき、障がい者とその家族及びサービス提供事業者等多くの関係者の意向や障がい特性を含めた諸事情等に最大限の配慮を行いつつ、障がい者の適切かつ円滑な自立支援を実現するために、制度の見直しを含めた必要な施策を講じていかれるよう強く要望する。

記

- 1 「応益負担」制度は廃止するよう検討すること。
- 2 在宅や施設サービスを大幅に拡大し、地域生活の基盤整備を集中的に進めること。
- 3 障がい者施設・事業所への報酬を増額し、日額払いを月額払いに改めること。
- 4 障害程度区分認定を実態に見合ったものに改善すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 19 年（2007 年）12 月 12 日

札幌市議会

（提出先）衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）全議員